JLPGA トーナメント新型コロナウイルス感染症対策特別規定

本規定は、JLPGA トーナメント規約第 5 条に定める JLPGA トーナメントの実施に関する事項のうち、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症（以下「感染症」という。）対策について特別に定めるものである。

第 1 条（各出場義務の免除）

選手が、体調不良、濃厚接触、入国制限その他感染症の影響により JLPGA トーナメントの競技を欠場する場合、次に掲げる義務を免除するものとする。ただし、第 2 号の義務は、翌年度に発生するものとする。

① JLPGA ツアー規定第 22 条第 1 項、JLPGA ステップ・アップ・ツアー規定第 18 条第 1 項、JLPGA レジェンズツアー規定第 18 条第 1 項その他各規定に定めるエントリー完了後の出場義務

② JLPGA ツアー規定第 24 条第 1 項に定める単年シード選手の前年度欠場競技の出場義務

③ JLPGA ツアー規定第 25 条第 1 項に定める JLPGA ツアー競技優勝者の翌年度出場義務

第 2 条（単年シード選手の出場義務試合数）

トーナメント事業部は、単年シード選手が JLPGA ツアーの試合を欠場した場合、次の各号に定める競技の数を、出場試合数に加算するものとする。

① 入国制限保障制度対象者に該当した単年シード選手：
別途定める入国制限保障制度において、付与された入国制限保障競技の数（付与された競技数を加算する。）

② 海外主要トーナメントに出場した単年シード選手：
当該出場した海外主要トーナメントの終了後日本国に入国するまでに必要な合理的期間を経過した日の翌日から、当該時点において一般的に厚生労働省から女子プロゴルファーに要請される自宅待機期間に開催される JLPGA ツアーの競技の数

③ その他入国制限その他感染症の影響により、JLPGA ツアーの試合を欠場した単年シード選手：
トーナメント事業部が別途審議し決定する競技数

第 3 条（JLPGA トーナメントへの出場）

選手は、次の各号に定める事項を遵守しなければならず、自身のサポートスタッフ（コーチ、トレーナー、マネージャー、プロサービス、キャディー及び選手の親族を含むがこれらに限られない。以下同じ。）にも遵守させなければならない。

① 海外から日本に入国する選手及びサポートスタッフは、厚生労働省の要請（厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）等）に従った対応をしなければならない。出場又は帯同しようとする JLPGA トーナメントの会場来場初日までに厚生労働省の要請に基づく対応が完了していない選手又はサポートスタッフは、当該 JLPGA トーナメントへ出場及び帯同できない。ただし、トーナメント事業部が承認した場合はこの限りでない。

② 出場又は帯同する JLPGA トーナメントの会場滞在初日の 2 日前から会場滞在最終日の 2 日後までの期間においては、トーナメント事業部の指示に従い検温及び行動記録をしなければならず、37.5℃以上の発熱や体調不良があった場合、速やかにトーナメント事業部に報告しなければならない。また、トーナメント事業部が指示する場合、速やかにそれらの記録を提出しなければならない。

③ 37.5℃以上の発熱や体調不良が確認された選手又はサポートスタッフの当該 JLPGA トーナメントへ

の出場及び帯同の可否については、トーナメント事業部が判断するものとし、この場合において選手又はサポートスタッフはトーナメント事業部の指示に従うものとする。

④ トーナメント事業部の指示があった場合、出場又は帯同するJLPGAトーナメント期間中においては、選手又はサポートスタッフは、会場到着時に、トーナメント事業部が指定する場所で検温及び体調検査を受けなければならない。

⑤ トーナメント事業部の指示があった場合、指示を受けた選手又はサポートスタッフは、トーナメント事業部が指定する検査（以下「指定検査」という。）又は自己手配による検査（以下「自己手配検査」という。）を受けなければならない。指定検査を実施する場合の詳細は、トーナメント事業部において別途定める。

⑥ 出場又は帯同するJLPGAトーナメント期間中のトーナメント事業部による検温若しくは体調検査を拒否又はトーナメント事業部の指示に従わない場合、選手は本戦の競技に出場できないものとし、サポートスタッフは速やかに当該トーナメント会場から立ち去らなければならない。

⑦ 出場又は帯同するJLPGAトーナメントに関して指定検査又は自己手配検査が行われる場合において、指定検査又は自己手配検査で陽性が確認された場合、選手は本戦の競技に出場できないものとし、サポートスタッフは速やかに当該トーナメント会場から立ち去らなければならない。ただし、以下の場合は除く。

(a) 指定検査又は自己手配検査で陽性が確認された後保健所又はトーナメント事業部の指示による検査を受けて、当該JLPGAトーナメントの本戦第1日目の競技が始まる前（第1組のスタート前をいう。以下同じ。）に陰性判定が確認できた場合

(b) 陽性が確認された当該指定検査又は自己手配検査が自身の直近の感染症の陽性が確認された日（症状が出た場合には発症日とし、無症状の場合は検体採取日とする。）から14日間が経過する前に行われた場合であって、保健所から指示された、又は厚生労働省が定める基準に従って決められた療養期間が終了し、療養期間終了後無症状である場合

(c) 陽性が確認された当該指定検査又は自己手配検査が自身の直近の感染症の陽性が確認された日（症状が出た場合には発症日とし、無症状の場合は検体採取日とする。）から14日間が経過した後に行われた場合であって、本号（b）に定める療養期間の終了及び療養期間終了後無症状であることの条件を満たしており、かつ、トーナメント事業部が当該者の行動履歴等を総合的に勘案し、承認した場合

⑧ 選手は、出場するJLPGAトーナメントに関して指定検査又は自己手配検査が行われる場合において、当該JLPGAトーナメントの本戦第1日目の競技が始まる前に指定検査又は自己手配検査で陰性判定が確認できないときは、第7号（b）及び（c）の場合を除き、当該JLPGAトーナメントの本戦の競技に出場できないものとする。

⑨ 選手は、出場するJLPGAトーナメントに関して指定検査又は自己手配検査が行われる場合において、当該JLPGAトーナメントの自身のプロアマ競技のスタート時間30分前に指定検査又は自己手配検査で陰性判定が確認できないときは、第7号（b）及び（c）の場合、又はトーナメント事業部が承認した場合を除き、当該JLPGAトーナメントのプロアマ競技に出場できないものとする。この場合、プロアマ競技出場義務及び本戦競技の出場の可否は、当該選手が受けた検査の種類に応じて以下のとおりとする。また本号は必要に応じてキャディーにも適用するものとし、その対応は選手への対応に準じるものとする。

(a) 当該選手が受けた検査が指定検査であった場合

JLPGAツアー規定第36条第1項及びJLPGAステップ・アップ・ツアー規定第25条第1項に定めるプロアマ競技出場義務は免除されるものとする。その後、当該JLPGAトーナメントの本

戦第 1 日目の競技が始まる前に陰性判定が確認された場合は、当該 JLPGA トーナメントの本戦の競技には出場できるものとする。

(b) 当該選手が受けた検査が自己手配検査であった場合

JLPGA ツアー規定第 36 条第 1 項及び JLPGA ステップ・アップ・ツアー規定第 25 条第 1 項に定めるプロアマ競技出場義務は免除されないものとする。その後、当該 JLPGA トーナメントの本戦第 1 日目の競技が始まる前に陰性判定が確認された場合でも、JLPGA ツアー規定第 36 条第 2 項各号及び JLPGA ステップ・アップ・ツアー規定第 25 条第 2 項各号に該当する場合を除き、当該 JLPGA トーナメントの本戦の競技には出場できないものとする。

⑩ 選手は、出場する JLPGA トーナメントに関して指定検査又は自己手配検査が行われる場合において、当該 JLPGA トーナメントの前夜祭その他のイベントが開催される場合、当該イベント開催前に指定検査又は自己手配検査で陰性判定が確認できないときは、第 7 号（b）及び（c）の場合、又はトーナメント事業部が承認した場合を除き、当該イベントに参加できないものとする。この場合、JLPGA トーナメント罰則規定に定める罰則は、当該選手が受けた検査が指定検査の場合のみ免除するものとする。

⑪ サポートスタッフは、帯同する JLPGA トーナメントに関して指定検査又は自己手配検査が行われる場合、第 7 号（b）及び（c）の場合を除き、指定検査又は自己手配検査で陰性判定が確認されるまで当該 JLPGA トーナメントの本戦の競技に帯同できないものとする。その後、当該 JLPGA トーナメントの本戦期間中に陰性判定が確認された場合は、JLPGA ツアー規定第 30 条第 5 項に定める手続きを経て、帯同することができる。

⑫ 選手及びサポートスタッフは、保健所から感染症陽性者の濃厚接触者として指定を受けた場合、本戦の競技に出場及び帯同できないものとする。なお、その後検査を行い、結果が陰性となった場合であっても、感染症陽性者と接触した後、所定の期間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従うものとする。

⑬ 選手及びサポートスタッフは、プロアマ競技、前夜祭その他のイベントが開催される場合、その都度、トーナメント事業部の指示に従うものとする。

⑭ 陽性が確認された選手又はサポートスタッフは、厚生労働省が定める退院基準又は解除基準（「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」の「5. 新型コロナウイルス感染症に対する医療について」の問 4（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-4）等）を満たした場合、JLPGA トーナメントに出場及び帯同できるものとする。ただし、トーナメント事業部が承認した場合はこの限りでない。

⑮ JLPGA トーナメント期間中に感染症陽性者が確認され、保健所からの濃厚接触者としての指定に時間がかかることが予想される場合等、トーナメント事業部が独自の基準により、選手又はサポートスタッフを対象に濃厚接触者判定を行うことがあり、この場合において選手又はサポートスタッフはトーナメント事業部の指示に従うものとする。独自の濃厚接触者判定の詳細は、トーナメント事業部において別途定める。

⑯ その他体調検査などで異常が確認された場合などにおいては、トーナメント事業部の指示に従うものとする。

第 4 条（エントリーフィの返還）

本規定により欠場となった選手に対しては、エントリーフィを返還するものとする。

第 5 条（キャディー）

JLPGA ツアー規定第 30 条第 1 項の定めにかかわらず、出場する競技の開催期間中に新型コロナウイルス感染症の影響によりキャディーを帯同することができなくなった選手は、キャディーなしでプレーできるものとする。

第 6 条（レジストレーション、現地ウェイティング）

感染症対策として、レジストレーション及び現地ウェイティングシステムの方法を変更する場合、JLPGA マイページで都度案内を行う。

第 7 条（改正）

本規定は、状況の変化に応じ、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第 8 条（施行）

本規定は、2020 年 4 月 3 日から施行する。

[改正]
2020 年 6 月 19 日
2020 年 7 月 31 日
2020 年 9 月 3 日
2021 年 2 月 15 日
2021 年 2 月 26 日
2021 年 5 月 25 日
2021 年 6 月 25 日
2021 年 7 月 13 日
2021 年 9 月 30 日
2022 年 2 月 25 日
2022 年 4 月 18 日
2023 年 2 月 10 日